

くるみん認定通知書を交付しました！

佐賀労働局は、次世代育成支援対策推進法（以下「次世代法」という。）に基づく認定（くるみん認定）企業として、**医療法人 大和正信会（佐賀市）**を認定しました。

☆認定通知書を交付しました。

佐賀市の医療業として
初の認定!!



くるみん認定通知書交付の様子

（左）医療法人大和正信会ふじおか病院 藤岡常務理事
（右）佐賀労働局 渡辺雇用環境・均等室長

◇認定企業の紹介◇

- ・企業名 医療法人大和正信会
- ・所在地 佐賀県佐賀市
- ・業 種 医療業
- ・労働者数 227 名
(女性166 名、男性61 名)
* 令和7年5月29日現在

・主な取組内容

- 男性職員への育児休業制度に関するリーフレット配布や、管理職を対象とした育児休業取得を促進するための研修を行い、計画期間内における男性労働者の育児休業取得率は80%、女性労働者では120%（期間前の出産者含）と高水準となった。
- 出産や育児による退職者の再就職率の向上を図るために「育児・介護等退職者再雇用規程」を整備し、仕事と育児の両立支援に取り組んだ。



次世代法に基づく認定(くるみん認定)とは？



仕事と育児の両立のための行動計画を策定し、策定した旨の届出を行った事業主のうち、行動計画に設定した目標を達成するとともに、仕事と育児の両立のための取組の実施状況等が優良であり、育児休業取得率等の認定基準を満たし、その実績を厚生労働省のウェブサイト「両立支援のひろば」に公表した事業主は、行動計画期間終了後、「子育てサポート企業」として厚生労働大臣（都道府県労働局長に委任）の認定を受けることができます。

認定を受けた事業主は、認定マークを商品、広告、労働者募集広告などに付け、子育てサポート企業であることをPRできます。また、認定を受けた企業は、公共調達等において加点評価を受けることができ、有利になる場合があります。

※ 次世代法に基づく一般事業主行動計画の策定及び届出は、従業員数が101人以上の企業については義務、100人以下の企業 については努力義務となっています。



【お問い合わせ先】

佐賀労働局雇用環境・均等室

0952(32)7218